

令和7年11月市議会定例会一般質問・議案質疑(再質問)の概要

【一般質問】

<瀧 好伸 議員>

(1) 質問の要旨

- ・島田市教育委員会作成の「島田の教育2025年度版」内にある「学校教育」の基本施策のひとつ「信頼される学校づくりに向けた施策」を焦点に市内の学校における実情等について質問された。
- ・特に「いじめ」、「感染症対策」、「教職員の育成」について、市内の状況を確認するとともに、その対応等について確認された。

(2) 再質問の概要

再質問 1

- ・島田市教育委員会より出されました「島田の教育2025」の抜粋、学校教育、信頼される学校づくりについて施策、アからキの7項目の施策を着実に実行するというところでよろしいでしょうか。

答弁（教育長）

- ・基本施策「信頼される学校づくりに向けた施策」のところで、ア「いじめを生まない学校づくりの推進」、イ「社会に開かれた学校教育の推進」、ウ「学校事故防止に向けた施設、通学経路等の点検・整備」、エ「防犯体制の充実」、オ「自然災害からの命を守るための体制づくりと児童・生徒の対応力の育成」、カ「感染症対応と教育活動の継続」、キ「頼もしい教職員の育成」の7項目を進めていきます。

再質問 2

(1)のいじめを生まない学校づくりについてです。文科省から出されているいじめの定義ですが、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとする。いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと定義しています。

- ・生徒指導主事・主任者研修会で、いじめ対応に関する島田市の基本的な考え方を共有するとありましたが、島田市の基本的な考え方とはどのようなものですか。

答弁（教育長）

- ・いじめはどの学校、どの教室でも起こり得るという前提に立ったとき、本市の教育委員会におけるいじめに対応する基本的な考え方としましては、まず、いじめを加害の程度ではなく、いじめを受けた人がどう感じているかという視点でまず認知をすること。そして、いじめと疑った段階で管理職に報告し、1人で抱え込まず組織で即座に対応すること。つまり早期発見・早期対応という考え方です。

また、いじめ被害を受けた児童・生徒の心に寄り添うこと。そして、保護者に対しても、指導の結果だけではなくて、経過をきちんと伝えること等を基本的な考えとして

伝達し、共有しております。

再質問 3

- ・このいじめが全国的に増加傾向ということですが、当市の小・中学校の傾向及び実態はどうですか。

答弁（教育長）

- ・市内のいじめの認知件数ですけれども、全国的に同じような形の傾向を示しておりますが、本市におきましても増加傾向にあります。また、本年度は特に小学校のいじめ認知件数が増加しております。

再質問 4

- ・積極的にいじめを認知することで、その解決につながるという認識の下、認知件数が増加となっていることは、解決を図ろうとする表れだと思います。
- ・実際いじめ事案が発覚した場合、校内いじめ対策委員会で対応するということですが、どう具体的にアプローチ、指導しますか。

答弁（教育長）

- ・学校でいじめが起きた場合には、隠さずにきちんと報告するということで、増加傾向が見られる一つのことかなとは思っております。
- まず、いじめを発見した教員が管理職に報告をします。そして、校長が学校に設置されている校内いじめ対策委員会を立ち上げます。そして、まず関係する児童・生徒から情報をきちんと収集し、そして事実をきちんと把握いたします。
- いじめを認定後、担任、学年主任、生徒指導主事、主任、スクールソーシャルワーカー、管理職等できちんと役割分担を担った上で組織として関係児童・生徒に対する指導を行っております。

再質問 5

- このいじめ、初動対応が鍵になると思われれます。担任だけでなく様々な教育職員が関わり、いじめに対して組織で対応しているということはとても大事なことだと思います。

- ・いじめの対象となった被害の児童・生徒、いじめをした加害の児童・生徒へのアプローチ、指導をどうしますか。同じく、それぞれの保護者へのアプローチ、対応はどうしますか。

答弁（教育長）

- ・いじめがあった場合、加害者と被害者という立場があるわけですがけれども、まずは被害児童・生徒に対してきちんと支援を行い、そして学校に来られるのか、来られないのかということも含めて、最優先で対応を行います。本人にとってとても傷についてしまった心に寄り添いながら、安心して学校生活を過ごせるような環境を整えていきます。
- また、加害児童・生徒に対しては、事態の深刻さの認識や、被害者の心の痛みについての理解を促しながら、繰り返さないようにするにはどうすれば良いのかを考える場を設定して指導をまいります。

また、保護者に対しては、聞き取った事実や指導した内容に加えて、再発防止に向けた学校の対応をきちんと対面で伝えて、指導をしております。

再質問6

まずは被害者児童・生徒への寄り添い・ケアが大事かと思います。児童、生徒、保護者、それぞれの言い分をしっかりと聞き入れ、事実関係を確認し、その事実を関係者で共有することが肝要かと思います。

・仮に重大事態と判断した場合、委ねる先はどこになりますか。

答弁（教育長）

・そのような判断が出た場合、まずは学校の校内いじめ対策委員会で対応いたします。その上で、学校が重大事態の疑いがあると、そのように判断した際には、学校の設置者であるところに報告するという一方で、教育委員会のほうに上がってまいります。市のほうに上がってまいります。

再質問7

・答弁の中に「有識者と連携して有効な支援について示唆いただく」とありますが、有識者とは誰のことですか。

答弁（教育長）

・専門家の方で、お名前を申し上げることはできませんけれども、いじめや不登校、問題行動、その他そのサポートの方法等について精通し、また研究をされている県内の大学の先生にお願いしております。

再質問8

・学校にはいじめ以外にも様々な問題行動があり、その対応には大変苦慮されていると思います。また、問題行動が低年齢化していると聞いたことがあります。いじめ以外の問題行動にはどのようなものが挙げられますか。

答弁（教育長）

・様々な挙げられるわけですが、生徒間暴力、それから冷やかしからかい、悪口や脅し文句、そして嫌なことを言われるといったような粗暴行為が少しずつ発生しております。

再質問9

・県内のインフルエンザの感染において、先週末、警報レベルに達したとの発表がありました。現在の島田市内の感染状況はどうでしょうか。

答弁（教育部長）

・本市におきましては、県内注意報レベルになりました11月7日から、学校・学級の閉鎖が増えてきております。9月、10月は学級閉鎖の報告が1月当たり二、三校ではありましたが、11月に入りまして12校から学級または学年閉鎖の報告をいただいているところでございます。

あと、警報レベルとなった先週末につきましては3校ということで、複数の学級閉鎖が出ているような状況でございます。直近の傾向ではございますが、特に週明けにインフルエンザの罹患者が増えるような傾向がございます。

再質問10

- ・感染症対策として、マスクの着用や手洗い、うがい、せきエチケットの励行、換気等の徹底ということによろしいでしょうか。

答弁（教育部長）

- ・感染症対策としましてはやはりマスクの着用、手洗い・うがいの励行、換気の徹底ということが実際しているところでございます。
- 授業では、小学校・中学校ともに保健の学習で、健康の維持・管理や感染症予防について、実生活に結びつけた学習のほうをしております。
- また、家庭科の学習につきましては、効果的な換気の仕方などについても学習をしているというような状況でございます。
- 小学校では保健指導として、インフルエンザの流行期に合わせて養護教諭が手洗いやうがいなどの指導も行っている状況でございます。

再質問11

- ・新型コロナウイルス、インフルエンザなどの感染症の感染予防として、予防接種も考えられると思います。予防接種は個人の選択になると思います。児童・生徒、保護者にはどう指導していますか。

答弁（教育部長）

- ・予防接種につきましては、学校としては特に指導等は行ってはおりませんが、インフルエンザにつきましては、予防接種の効果は保健の学習の中で取り扱っている状況でございます。

再質問12

- ・先ほどの答弁で、感染症蔓延等で学級閉鎖等の状況になった場合には、教育活動はどう行いますか。

答弁（教育部長）

- ・学級閉鎖になったその学級でございます。授業等の活動は、もちろん活動としてできない状況でございますが、罹患をしてない児童・生徒に対しましては、この学級閉鎖中におきましても取り組む課題を出して、いろいろなところで教育活動のほうを進めているような状況でございます。

再質問13

- ・島田の教育2025の中にある「頼もしい教職員」、抽象的な表記ですが、具体的にどのような教職員像を求めていますか。

答弁（教育長）

- ・なかなか難しい表記ということですが、文科省や県の教育委員会等も「頼もしい教職員」という形で表しておりまして、それはどういう教師像なのかということですが、まず教育活動に深い理解と熱意を持っている人。そして、その職種の専門領域に、つまり教員としての専門領域、また教科の専門領域に精通するとともに、広い視野を持って業務に取り組む人。そして、心身ともに健全である教職員。そして、教育者として教科指導力、生徒指導力、そして学級経営力等の専門

性を兼ね備えた人を指しています。

社会や教育の変化に対応し、教育者として豊かな人間性を育むために、自立的に学び続けられる力が必要になると考えております。理想と言われぬように頑張りたいと思いますけれども、そのような姿を考えております。

再質問14

- ・教職員の信用失墜行為として、盗撮、わいせつ事案、性暴力、体罰、飲酒運転等が挙がっています。この信用失墜行為は決して起こしてはならないことであり、その防止のために、先ほど教育長が答弁されたように計画的に研修を行っているとのことですが、もし事案発覚した際には、当市(県)はその教職員にどう対応、どう指導していますか。

答弁(教育長)

- ・最近新聞等でいろいろと不祥事と言われていて、本当に正していかないといけないというところです。
- そのためにいろいろと研修をやっているわけですが、もし事案が発覚した場合というお話でしたので、もし事案が発覚した際には、まず事実確認をするとともに、静岡県教育委員会に相談、そして報告をいたします。その後、速やかに警察などの関係機関と連携を図ります。また、指導については静岡県教育委員会からの懲戒処分や量定等を踏まえて適切に対応をしております。

再質問15

- ・特に校内での盗撮についてはどう対策していますか。

答弁(教育長)

- ・校内の盗撮の対策としては、まず各学校の管理職を通して、私物のスマートフォンやカメラを教室に持ち込むことについては原則禁止ということで指導をしております。

再質問16

- ・日常においても、特別教室、更衣室、トイレ等の巡回・確認も必要と思います。これも対策の一部として加えていただきたいと思います。教職員のスマートフォン等の扱いに制約はありますか。

答弁(教育長)

- ・不祥事が行われた事例等をいろいろと調べていきますと、まず初めにスマートフォンを使っていろいろなSNS等、それから通信手段で最初に関係ができてしまって、いろいろなその関係の中で不祥事につながるということが多く報告されております。

そういう点を考えまして、まず私物のスマートフォンを教室に持ち込んだり、そのスマートフォンで児童を撮影したりということを、まず原則としてやっていませんということを先ほどお話ししました。

またそれと併せて、児童・生徒や保護者、そして教職員がスマートフォンを利用して連絡を取り合うということについても、原則禁止としております。年度当初、各学校

から保護者向けに通知を出して、そのようなことがないようにということで周知を図っております。

再質問17

- ・不祥事根絶のための研修で、グループワーク形式での検討やロールプレイングを取り入れたということですが、研修後の教職員の先生方の感想等はどのようなものがありましたか。

答弁（教育長）

- ・不祥事根絶のための研修は定期的に数多くやっておりますけれども、そのような校内研修を行った学校の例を少し挙げさせていただきますと、生徒指導をする際に、自分の感情任せに怒るのではなく、成長を促せるようにしていきたいと、そのように感じたという感想や、生徒個々の特性を見取り、そして一人一人に支援をしていくことが今の学校教育には求められているということ。また、教職員はそのことをしっかりと理解する必要があると思ったといったような感想が挙げられています。このように、具体的な事例に触れることによって自分事として考えて、どのような言動が問題になるのかといったことを考える機会となっています。

再質問18

- ・初任者研修に関してですが、毎年初任者の教職員が当市でも採用され、頼もしい教職員に近づくために、様々な研修が行われていると思われま。初任者の採用着任前の研修はどういうものですか。

答弁（教育長）

- ・採用着任前の研修ですけれども、市が主催する採用事前研修会においては、島田市が目指す教育、そして教職員としての心構えなどについて研修をしております。また、着任時に必要な事務手続についての説明等も開いて、説明をしております。

再質問19

- ・初任者の採用前の各種研修を行うことで、着任時の不安や心配事も軽減できるのではないかと思います。採用されてからの研修体制の確認をしますが、初任者を育成するための取組として、例えばベテランの教員がサポートにつくといったことはされていますか。取組の概要について伺います。

答弁（教育長）

- ・着任時ですけれども、私のほうからも講話ということで、教職員の価値とか意義とかやりがいについてお話をしたり、注意事項についても説明しております。

また、初任者に対しては、教科等必要な研修部分の指導力に優れて全校的な視野に立った先輩の先生を指導員として迎えて、1週間のうち必ず1日はまた初任者について校内研修を行っています。

また、その指導員とは別に、校内の研修指導員が日常的に授業や子供たちへの接し方、保護者への対応、授業などについての指導を行ったり、相談に乗ったりしています。初任者がいる学校では、校長をはじめ全教職員で初任者を育てるという意味で、初任者に積極的に関わるようにしております。

再質問20

私の経験も踏まえ、頼もしい教職員となるように育成していくことは、それだけ大変なことだと感じています。全教職員体制でサポートするということは、初任者の教職員にとっては大変心強いものと察します。

- ・年間での初任者の研修の回数や内容など、概要について伺います。

答弁（教育長）

- ・初任者の校内研修は年間180時間設定してあります。また研修内容は、学級経営や特別支援学級の意義、長期休業中の生徒指導についてなど、65項目の基本研修が決まっており、そのほか、先輩教員による模範授業の参観、そして授業研究をやったりします。

また、学校を離れて行う校外研修というものもありまして、それは年間13日間と決まっております。校外研修では、静岡県総合教育センターで講義や実践報告会のほか、市内小・中学校で採用された同期の者の中の一人が授業を公開し、全員でそれを参観し、成果や課題を話し合うといったような研修も行っています。

初任者は校内研修と校外研修、そして日頃の校内での教職員との関わりを通して、基本的な基礎的な素養や学級経営力、授業力、生徒指導力等を高めていきます。

再質問21

- ・山中教育長、先月11月14日の島田高校での教員を志望する生徒を対象にした座談会お疲れさまでした。そこで、最後に質問させていただきます。
- ・新任者の教員確保、人材確保について、地元で教員を志望する生徒や学生に対して、何か手立てを考えていますか。

答弁（教育長）

- ・正規の新規採用職員の募集や任用につきましては、静岡県教育委員会が担っております。島田市教育委員会としましては、高等学校のキャリア教育の一環で、今、議員がおっしゃってくださったように、教員の魅力について、私や指導主事が高校生に直接教員のやりがいとか魅力を伝えるような活動をしております。その中で、将来の教員志望者を掘り起こすというふうに取り組んでおります。

まとめ

私、個人的には、教員確保・人材確保という点で、静岡市や藤枝市で取り組んでいる教師塾は相当有効な手立てと考えます。人材確保が大変困難なこの御時世です。ぜひ教師塾を島田市としても御検討ください。

学校は安心・安全な居場所です。児童・生徒が教職員を信頼できないところに教育は成り立ちません。また、保護者や地域が学校を信頼できないところに理解と協力は得られません。教育は、児童・生徒や保護者、地域からの学校や教職員に対する信頼の上に成り立っています。基本的に学校教職員は全てにおいて信頼を損なってはなりません。併せて、誠意、誠実な対応が求められます。

今回の一般質問では、当市が掲げる信頼される学校づくりの7項目にわたって質問しました。さらなる取組の継続をお願いします。

さて、昨今の教職員の不祥事は憂える事案で、マスコミをはじめ各方面から指摘されています。特に教職員の信用失墜行為は取り返しがつきません。すなわち、信用失墜行為の撲滅が求められます。具体的には、再質問でも言いました盗撮、わいせつ事案、性暴力、体罰、飲酒運転等々です。

信頼される学校づくりの7項目に限らず、信用・信頼という観点から、既に取り組まれている以下の点も支援・対応の継続をお願いします。

それは、不登校児童・生徒への支援、特別な支援が必要な児童・生徒への対応、児童・生徒の様々な問題行動への対応、学校施設等の計画的環境整備の実施、個々の保護者対応、学校からの正確な情報発信等です。

現在の学校現場には多岐にわたっての課題・問題が山積しています。その課題・問題を一つ一つクリアしていくことが、信頼される学校づくりにつながります。引き続き、誠意・誠実に対応し、揺るぎない信用・信頼を勝ち得てほしいと思います。

【一般質問】

<内田 修 議員>

(1) 質問の要旨

- ・今年の夏が猛暑であったことを踏まえ、空調設備が未設置の小中学校の特別教室や体育館について早期の設置が必要であるとの立場から質問が展開された。合わせて、学校施設の修繕箇所について幅広い情報収集及び管理がされているか確認された。
- ・また、学校現場において教師不足について確認をするとともに支援員の配置について確認をされた。

(2) 再質問の概要

再質問 1

- ・優先度と緊急度の違いは、時間の概念があるかないかといったところになります。緊急度としてはどのような認識か伺います。

答弁（教育部長）

- ・学校における緊急度につきましては、児童・生徒のけが、または体調不良などに対して、時間的な経過、これによって生命の危険が高まる可能性を教職員が判断すること、この辺りを認識しているような状況かと思っております。

議員のおっしゃるとおり、暑い中、酷暑、この中で児童・生徒が授業に参加することにつきましても熱中症等のリスクを伴うということから、体育館・特別教室の空調設備の設置についても、必要であるというふうな考えがあります。

再質問 2

近年は夏の暑い時期が5月の後半ぐらいから10月の頭ぐらいまで続いており、空調設備の設置が必要不可欠だと思います。体育館の空調の重要性、これは授業もそうですし、災害のときもそうです。あと、授業の機会の公平性ですね。お隣の市では体育館で授業できるけれども、島田市はできないなどというようなことなるべく早

く解決できるように、そういったことをお願いしたいというのと、この点に関して言えば、当局と私の意見は一致していると思っております。なので、ぜひ空調設備の設置の早期実現に向けて、動いていただければと思います。

- ・答弁いただいた内容は、設備更新時のコストが集中しないようにという話だと認識します。民間企業で行っている減価償却の考え方、そういったものを取り入れれば、これは問題なく対応できるのではないかと。確かに年々積立てみたいなところはありますので、やはり更新時に向けて、次にはそれだけ必要になるというような考え方がありますので、そういった考え方を取り入れる。また、集中するのは何年かに一回ですので、基金の積立てといったようなことでも対応できるかと思えます。

体育館については、国も学校体育館への空調設備の早期実施に向けて、補助を出して推進している状況でもあり、また、緊急防災・減災事業債の活用といったことで推進しています。あの手この手で進めようとしているところです。市として補助金がなくなるまでに対応しないと、トータルコストで見た場合負担が増大すると思いますが、いかが考えるかを伺います。

答弁（教育部長）

- ・議員のおっしゃるとおり、やはり更新という費用は確かに高額でございます。こちらにつきましては、基金ということで積立てをしているというような状況もございます。また、減価償却費というお話もございました。そういうことも十分踏まえていきたいとは考えておりますが、まずは既にもう修繕が必要な施設がございます。こちらのほうをまず優先して修繕のほう、直していくということが必要ではないかとは考えております。

今、実際に積立てということになりますと、学校施設の整備基金のほうを積み立てております令和6年度末におきましては6億6,000万円、こちらの金額がございますが、先ほど議員がおっしゃるとおり、今年度体育館の空調整備もしております、その事業費が20億円を予定しております。

また、その他の設置がまだ50%ほどにしか満たない特別教室への空調設備の事業費なども高額であるということも考慮しますと、基金の利用だけでは厳しいものであるとは考えております。しかしながら、できる限り早く設置していきたいということは十分考えておりますので、よろしくお願いいたします。

併せて、事業債のお話もございました。補助金や地方債の活用につきましては、市の負担、この財源を有効的に使えるような方法を随時確認して決めているような状況でございます。

再質問3

- ・学校関係者から、ずっと修繕されない箇所があるとの話を聞くことがあります。学校からの聞き取りは、誰から聞き取りを行っているのか伺います。

答弁（教育部長）

- ・学校長と教頭の管理職の教員が、それぞれ教員もしくは事務職員から、修繕の必要な箇所についてまとめたものについて学校の管理職が聞き取って、報告をいただい

るというような状況でございます。

再質問4

- ・実際に日々利用している教職員や生徒、学校の施設なので使っているのは教職員だとか生徒だと思います。その方々から情報を吸い上げる方法、先生のほうは先ほどの話である程度吸い上げられていると思うのですが、そういったようなところ、子供たちも含めて吸い上げることを考えているか伺いたいと思います。

答弁（教育部長）

- ・学校では、毎月教職員全員が学校施設の安全点検のほうを行っております。その際に、不具合が発生した箇所については、教育委員会のほうに情報提供をしているような状況でございます。
- ・このため、教職員からの情報、もちろん教職認識はしておりますが、この情報教育委員会のほうに上がっていると考えているところでございます。

再質問5

- 安全に対する対応は定期的にやられているということは理解できましたが、現場の生の声と乖離しているような気がします。これはどこかにフィルターがかかっているのではないかと思いますので、これにフィルターをかけてしまう。やはり教職員とか、予算だとか、難しさだとか、いろいろこれをやるとみたいなフィルターをかけてしまうところがあるのかもしれないので、そういったフィルターをかけないような、子供たち、生徒たちに意見を聞く場をぜひ作ってもらえればと思います。
- ・修繕箇所の管理方法をお伺いしましたが、優先づけの要素が安心・安全ということですが、それだけではないと思います。ほかにどのような要素があつて、その要素をどのように管理しているのか教えてください。

答弁（教育部長）

- ・児童の安心・安全は学校にとっては最優先でございます。そのほかにというお話でございますと、やはり限られた財源ということもでございます。あと、工期的なものも含めたものはやはり考慮していかななくてはならないかと考えております。この辺りを配慮した上で、児童・生徒への安全・安心というものを最優先で考えております。管理方法につきましては、修繕する必要がある内容を確認した上で、その要望案件等をしっかりと記録をしております。データ化をした上で保存をしまして、過去の修繕履歴等も含めて、学校カルテとして各学校の記録を10年ないし20年の間保管をしているような状況でございます。

再質問6

データ化をしているということですが、そのデータの中にこの優先順位といった要素はたくさんあると思います。先ほど言われた財源、コストですね。あと、納期的なものといったところがあると思いますので、全ての要素をしっかりとデータとして管理していただいて、誰が見ても優先順位が公平であることを立証できるようにしてもらいたい。よろしくお願いします。

- ・教職員の不足する状況はなかったということですが、これは1年を通じてなかったと

ということでの認識でよろしいでしょうか。

答弁（教育長）

- ・年度当初はなかったのですが、やはり年度途中になりまして、精神的に仕事を続けられないとかという理由がありまして、特別休暇を取得せざるを得ない教職員が出たと。その場合、代わりの代替者を見つけることができなくて、教職員が欠員になるという状況はありました。

また、11月現在において、島田市内小・中学校では2人の代替が見つからず、欠員という形になっております。

再質問7

- 欠員が出ているということは、教育に何らかの支障が出ていることだと思います。例えば教職員の定員を増やすだとか、臨時的任用教職員を増やすだとか、あと、期中で教職員の採用等、いろいろな方法があると思います。なので、国や県への働きかけ、また当市でできることは、今年状況を考えて不足するところが出ないように、先行してどんどん進めてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。
- ・支援員の増員の必要性を感じているということですが、来年度、どこに何人増員するかの計画について伺います。

答弁（教育長）

- ・いろいろ多様化する子供たちを教育する中で、どうしても支援員の支援が必要であるといったことが増えております。先ほど申し上げましたように、支援員については増員していくという必要性を感じております。
- その中で、どのようにして配置していくかということですが、毎月の生徒指導報告等がありますので、そういうものを基に、また不登校や問題行動の発生件数、そして内容等を各学校の管理職から聞いて、要望等も考慮して支援員を配置していきたいと考えております。

再質問8

- ・来年度の校内教育支援センターの設置計画について伺います。

答弁（教育長）

- ・現在5中学校と1小学校に特別支援の校内教育支援センターを設置しております。その中で、教育委員会としましては、学校長と連携を図りながら、本年度の不登校児童数が多い小学校に優先的に配置していきたいと考えております。

まとめ

当市でできること、やはり支援員の増員ですとか校内教育支援センターの設置になると思います。この校内教育支援センターというのが第一小学校に設置されて、これは教職員の方からもすごく評価されています。ただ、うちの学校も欲しいよと設置されていないところからは、やはり羨ましいといったような話が出ておりました。スピード感を持って支援員の増員や校内教育支援センターの設置を進めていただきたい。まずは現状をしっかりと見ていただいて、スピード感を持って対応を進めてもらえると教職員も喜びます。生徒たちも喜びます。この校内教育支援センターがあ

ると学校につなぎ止められる。やはり一度学校に来なくなった子供は、なかなか教室に戻りにくい。でも、学校につなぎ止めていれば、教室に戻る確率が高いといったようなことがありますので、ぜひスピード感を持ってやっていただきたいと思います。最後になりますが、学校教育の環境整備も市の災害箇所の改修も、当局の方々は多分いろいろな方から計画はどうなっているのだというような話を受けると思います。多分皆さんいろいろ質問されるのは、工事の実施計画についての計画を問われている場合が多いと思います。そうなのですけれども、やはりそれをやることというのは現状調査をして、課題・問題は何があるのか。そういった把握、あと要因の分析、何が原因なのだといったところ。あと対策の検討をしなくてはならない。それに対して費用の見積りと、予算申請する、そして施策の実施と、物すごく多くのフェーズがあるのです。けれども、なかなか実施計画だけに対して、まだないというところで計画がないのかという話になって、私も今回計画はどうですかというところを聞いているのですけれども、そういったときに、今どこのフェーズまで進んでいるのだといったところ、例えば対策を検討している段階で、希望納期、いつまでにやってもらいたいぐらいはあるのですけれども、施策の実施計画、は、今対策を立てているのに伝えられないのです。しっかりと計画を立ててもらいたい。

大きな事業に関してはしっかりと計画を立てて要求があれば、今この時点にいるのだというところをしっかりと伝えていただければと思います。

目に見える回答が欲しいというところは、やはりみんなそういったところがありますので、そこをどうやって可視化するかといったところ、学校の空調もしっかりとできますので、ぜひお願いしたいと思いますので御検討をお願いします。

市長

いろいろ御示唆いただきありがとうございます。私は一つだけお伝えしたいと思ったことがございました。

先ほど体育館の空調設備について、緊急防災減災事業債を使えば3割負担で済むのだから、もう早くできるではないかというお話でした。緊急防災減災事業債の予算要求については、私は先月財務大臣のところまで行って予算の要望もしております。しかし、この緊急防災減災事業債というのは道路や河川のインフラ整備も何もかも全部入っていて、全体の予算が決まっているものですから、島田市だけが要求しても、その全体を聞き入れてもらえるわけではないのです。

ですから、そこにまたこの市町にとっては何が優先なのか、そして学校は全体が一遍にできなければどこからやるのかというようなことをきちんと検討しながら進めておりますので、御理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

まとめ2

緊急防災減災事業債以外に、もう一つ文部科学省から出ているような話もあります。2分の1補助が出ます。残りを地方債でやれば、地方債に対しては償還金が半分出るので、25%でできるというような情報も出ておりますので、何がいいかというのは、先ほど市長が言われたようにいろいろ検討してもらい、できるだけ早期実現といった

ところで考えてもらえれば。今回、私は当局の方々といろいろやり取りさせてもらったときに、すごく前向きというか、子供たちのことをしっかり考えている、職場環境、学校の環境を考えているというのはすごく痛感しました。やはり私が思っていることと同じ思いをしてくれている職員の方が物すごく多い。市の市民も要望、そういった思いがある。当局もそう、議会のほうもそうです。やはり予算といったところがあると思いますので、できるだけそのところを配慮いただければと思いますので、ぜひ今後も私も協力できるところはしたいと思いますので、ぜひ推進ということで、よろしくをお願いしたいと思います。

【一般質問】

＜石川晋太郎議員＞

(1) 質問の要旨

- ・本市の財政状況を踏まえ、今後の学校施設を含む市の施設の更新に関して中長期的な見通しについて質問が展開され、学校関連については、学校再編状況について確認された。

(2) 再質問の概要

再質問 1

- ・学校施設に関して、市内市立小・中学校19校のうち、12校は建設から40年を超えているという状況となっています。そうしたことから、修繕・更新時期は遠くない時期に多くがこれを迎えるわけですが、先ほど学校施設の更新について、初倉地区では施設一体型小中一貫校の建設に向けた検討、旧市内では学区再編や校舎老朽化の対応についての協議がされているとの御答弁でした。
- ・これまでどのような検討、どのような協議がなされたのか、その結果を端的にお伺いします。

答弁（教育部長）

- ・初倉地区につきましては学校再編ですが、島田市立初倉地区小・中学校再編方針検討委員会、この検討委員会の中で提言をいただいております。
- ・提言の中では、令和15年の開校をめどに、施設一体型小中一貫校として再編するというふうな提案をいただいておりますが、現在、その建設に向けた課題整理を行っているような状況でございまして、その後、課題の解決に向けた関係者との必要な調整を行って進めていくという予定でございます。
- ・また、旧市内におきましては、令和5年の2月に島田第三小学校の分離進学の解消を求める陳情が議会に提出されたということを受けまして、島田市旧市内小中一貫教育推進検討委員会を設置をしております。地域、保護者の代表者の方々と検討を重ねているような状況でございまして、この中では旧市内の人口減少を見据えつつ、求められた教育環境を確保する必要性や、再編が必要となった子供の場合の通学距離、建物の老朽化の進行など、ICTなどの最新の技術の導入も対応が必要ではな

いかということで、検討の際に考慮すべきものの視点について明らかにしているところもございます。このような中で、今進んでいるような状況でございます。

再質問2

- ・いつ頃までに結論を出す予定でいるのかお伺いしたいと思います。

答弁（教育部長）

- ・個々の進捗状況がございます。検討状況を確認しつつ、可能な限り早期に学校の更新等を検討して結論を出していきたいとは考えております。

まとめ

学校施設に関しては、地元住民の皆様のお気持ち、あるいはお考えというのが強くあろうかと思えます。とはいえ時間を区切るというのも一つテーマとなっているのですが、ただしそこに関しても丁寧な取組というものを引き続きお願いしたいと思います。

【一般質問】

＜横田川 真人 議員＞

(1) 質問の要旨

- ・令和5年度から開始した金谷地区生活交流拠点整備事業(PFI事業)から金谷公民館を市直営に戻すことが示されたことに対し、9月定例会における一般質問に続き、解消されていない問題点等について再度確認された。

(2) 再質問の概要

再質問1

直営にしたほうが支出が下がるのかということで、これはどっちみち総額23億円以外にもかかるというような説明でした。

- ・これは、そもそも3年前にこの事業がスタートして、3年間はやってみるということでやっている中で、そのときから既に分かっていたことでしょうか。

答弁（行政経営部長）

- ・令和5年1月に事業者と覚書を締結しております。このときに、市と事業者で、この覚書によって確認をしているところでございます。この当時、令和8年度以降、指定管理において、公民館主催事業を行う場合は、別途、経費の提供がなければ、事業者としては、これ以上の対応は難しいという申出が事業者のほうから当時ございました。なお、当時、事業者に対しましては、市から約23億円の契約額の中で何とか事業を行うことができないかということで、調整、交渉を行っていたというところでございます。

再質問2

3年前の1月6日からそう言って、3年後はどっちみち他にお金がかかるということが分かっていたということを確認させていただきました。私たちからすると、金谷生

活交流拠点全体を通して23億円というような認識だったものですから、その辺でもやはり議会との認識の齟齬もあったかなというふうに思います。

- ・実際にそれから3年間、事業者にやっていただいたのですが、その当時から3年後にはこうなるということが分かっていたということは、行政側と事業者で、3年後以降の話をしているかと思います。それはどのような話をこれまでされてきたでしょうか。

答弁（行政経営部長）

- ・この3年間の市と事業者との話合いの内容というようにお話だったと思いますが、かなうえるなどのほかの施設も含めた施設運営業務全体を見直すことにより、全体契約額、この23億円の中で令和8年度以降の公民館主催事業を行えないか。それには、この契約の中の財源を組み替えて実施に向けて検討してもらえないか。そういったことをこの3年間、事業者に対して打診を続けてきたという状況でございます。

再質問3

もちろんそうならないように行政側が事業者と交渉してくれていたということでございます。

- ・今年の夏に議会のほうにその説明がありまして、直営に戻るのかという、少し驚いたところでございますけれども、その話合いをした結果、事業者から、できないというふうに断ってきたという認識でよろしいでしょうか。

答弁（行政経営部長）

- ・基本的には、今、議員がおっしゃられたような捉え方でよろしいかと思いますが、公民館主催事業について、費用を市が追加で用意しなければ、事業者としては、令和8年度以降の公民館主催事業を引き続き行うことはできないということで、事業者の考え方は変わらなかったというところでございます。

再質問4

結局、3年間やってもらったというような形になっているものですから、それ以降は、やるのだったらお金が必要、もしくは行政の判断では直営に戻すという判断か、どちらかだということだと思います。

3年前、私たちは全体を通して上限が約23億円だよということでありまして、今後の12年間でプラス約2億円というのは、かなり大きいかなと思っております。

- ・この場合は、少し言い方はふさわしくないかもしれないですが、指定管理の外に出した予算だから、この上限に当てはまらないというような考えでしょうか。

答弁（行政経営部長）

- ・令和8年度以降の公民館主催事業を実施するに当たりまして、現契約額23億円とは別に経費がかかることになってしまいますけれども、もとより我々としては、23億円を超過してもよいというような考えはございませんでした。当時、23億円の中で、令和8年度以降の公民館主催事業を実施することができるかのような説明を当時したというところ、誤解を招いたことについては、大変反省すべき部分であったというふうに考えております。

再質問5

15年で23億円というような認識だったところを、3年後の現在、プラスで2億円かかるということが判明したわけでございまして、正直これからの12年間で2億円が損失のような形になるのだとこちらは認識してしまいます。

どちらにしろ、約2億円ぐらいかかるということについて反省していますという言葉がございましたけれども、それについてどういうふうに思っているか。反省しているのであれば、これからどのようにしていけばいいか。また、振り返りになりますけれども、どうやったらこういった事態を防げただろうかというような考えはありますか。

答弁（行政経営部長）

- ・23億円の中で令和8年度以降の公民館主催事業を実施することができるかのような説明を、つまり、誤解を招くような説明をしたということがまず大きな問題であったというふうに思います。この23億円の中には、令和8年度以降、公民館主催事業を実施するための経費は入っておりませんので、そうした説明はしてきたところでございますけれども、そこを説明したことが、イコール、23億円とは別に経費がかかるというような説明をしたものとこちらにも思い込んでしまっていたということが非常に問題であったというふうに思います。必要な経費でありますので、この中で金谷公民館の主催事業を、金谷公民館の利用者、それから、地域住民の方に、最大限還元できるように、我々のほうは取り組んでいくところでございます。

再発については、いろいろあるかと思いますが、こういった契約事については、しっかりと、まず発注段階で契約の発注内容を確認する。仕様書等、こういったものをしっかり確認する、契約書の案の段階でしっかり確認する、漏れがないかというところを確認する。契約前には、しっかり事業者と市で双方確認をしていく、こういったことを徹底してやっていきたいというふうに考えております。

再質問6

- ・これからは、もう頑張ってくださいということしかないのですけれども、特にこれから発生する2億円についてはないでしょうか。

答弁（行政経営部長）

- ・公民館利用者の方、それから金谷地区の住民の方に、公民館事業がよりよいものになるように、最大限、力を尽くしていきたいというふうな考えでございます。

再質問7

- ・指定管理者が、今やっている事業者が、公民館のいろいろな仕事がある。その中から、今、自主事業が抜けると言ったのですけれども、これからは公民館の管理とか運営とか、言葉はどういうふうに使えばいいか分からないのですけれども、何かしらの公民館の仕事を担うのでしょうか。それとも完全に公民館はノータッチになるのでしょうか。

答弁（教育部長）

- ・来年度以降、御承認いただければ、市直営ということをお願いできればと思います。それ以降になりますと、指定管理者につきましては、この建物、金谷公民館と金谷図書館の建物につきまして、維持管理は継続して行っていくこととなります。

具体的には、建築物保守管理業務や、施設の清掃環境衛生維持業務、それと、小破修繕等を行っていただくことになります。

再質問8

- ・こういった公共施設、1つの施設に対して、関わる事業者といたしますか、主体が2者あるということだと、やはりどこですみ分けをするのかということが曖昧になってきます。明確に分かれる部分があればいいのですけれども、例えば、建物の維持管理といっても、どこからどこまでとか、あれは違う、これは向こうとか、清掃は分かるのですけれども、環境衛生というのはどういうものなのかとか、小破修繕は幾ら以内のものとか、幾ら以上は建物の所有者である市であるとか、そういったものがどのぐらい分かれているのか。また、そういったことに関して、やはり明確に分けられない部分はどうしてもあると思うのですけれども、そういったものがなく、完全に、こちらは市、こちら事業者と分けられるようなものなののでしょうか。

答弁（教育部長）

- ・金谷公民館のお話の中でということでございますと、建築物の保守管理業務、この辺りは、やはり日常の保守点検、または建築基準法に定められた定期保守ということで、定められた部分につきましては、しっかりと契約の中で取決めをさせていただいているような状況でございます。
- また、清掃、先ほどありました環境衛生のお話もございました。こちらにつきましても、同様に、通常でございますと、床、窓ガラス、トイレの清掃を含め、また定期的には、床面の洗浄ワックスの塗布、高所の窓ガラスの清掃というふうな形で契約を明記している状況でございます。
- 小破修繕の範囲ではございますが、こちらにつきましては、指定管理者の小破修繕の範囲としては、日常的に補修や修繕ができるということと明記をしている状況でございます。

再質問9

- ・分けられるというような認識でいいのでしょうか。明確にしっかりと分けられる、これはこれ、こちらということで分けられるという認識でいいですか。

答弁（教育部長）

- ・原則ではございますが、分けられるものでございます。
- ただ、全てが分けられるものではないというふうには考えておりますので、こちらにつきましても、協議の中で定められると捉えています。

再質問10

今の全てにおいて分けられるものではないという、そこが少し引かかるポイントで、そうすると、では、23億円の総額からその分を引かなければいけないのではないとか、それは向こうがやってくれるのかとか、そういうふうなものがあるものですから、この契約についてもこれからどうするのかということ、しっかりと検討していただきたいなと思います。SC醸成をうたっているこの事業で、生活交流拠点全体として、公民館の建物自体は管理してもらえけれども、事業をやらないとなると、そのS

Cから抜けてしまうように見えます。

- ・このかなうえるを中心に、公民館、郵便局、体育館、公園がありますけれども、そもそものSC醸成のこの一帯ということで、郵便局は何か関わりがあるのでしょうか。

答弁（行政経営部長）

- ・現状、郵便局に関わりを持ってというようなところで、この事業が動いているという実情はほとんどございませんけれども、ただ、事業のつくりとしては、このエリアにある施設を連携させて、SC醸成、向上を図っていくというふうになっておりますので、またそうしたところは進めていくということで捉えております。

再質問11

- ・先ほど挙げました5施設、そのうちの2つがほぼ抜けているというような状況で、あと3つ、かなうえると、体育館、公園となりますけれども、そうすると、この事業自体が半分、全体像から半分近くが指定管理者の手、PFIから離れているようにも見えてしまいます。公民館も本当にそういった事業とか、SC醸成に当たっては、建物だけなのか、もう少し何かやるのか。
- ・あと、やはり先ほど言った郵便局は、今後やりますと言っても、今、3年たっているわけでして、ただ、やはりこちらとしても、郵便局はそもそもこれに入れることにふさわしいのかとか、その辺が疑問に思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ・また、特に郵便局を含めたということで、今後どのようなこと、全然想像ができないのですけれども、どのようなことが想定されるでしょうか。

答弁（行政経営部長）

- ・このPFI事業のつくりですけれども、新設、かなうえるを中心に、ここのエリアにある施設を連携させて、地区、地域のSC醸成を向上していくというつくりになっております。ですので、市直営の施設もあれば、指定管理の施設もあるというところがあります。金谷公民館が直営になったとしても、かなうえるを中心に連携を図って、このエリアのSC醸成を図っていくというところには変わりはありません。それから、金谷郵便局の連携ですけれども、ここは事業者がどのように考えていくのかというところの1つの話でもございますので、そうしたところは、市として、事業者と引き続き調整をしながら、このエリアの1つの施設として考えていきたいと考えております。

再質問12

- ・3年前の答弁です。いいような答弁がたくさんあったけれども、それに対することはどうかということで質問させていただきました。結局、民間の能力とかノウハウとかを活用するということだったのですけれども、これが実際は生かせなかったという認識でいいでしょうか。

答弁（教育部長）

- ・このお答えをする前にですが、先ほど、小破修繕の関係で、原則の中と協議の中でというお話をさせていただきましたが、基本的に、恐れ入りますが、契約上のお話でいきますと、分けられるということで、要は、中途半端といいましょうか、そういうよ

うな部分はないということで、契約書で定められる状況でございます。一応、説明をさせていただきます。

今、ノウハウというふうなお話でございました。この事業者の報告ではございますが、結果的にというような具合でございます。講師の確保が容易ではなかったということは大きかったかなということと、地元縁が少なく、縁がないというような事業者であったことが困難になってしまったのではと分かっている状況でございます。また、市直営から指定管理制度への移行の変革時に、市から継続して雇用された3名の職員が、利用者目線に立って公民館主催事業の運営の維持に注力され、利用者から、その点、クレームはなかったということが大きく、事業者にとってはさらなる関与が難しかったのではないかと考えています。持っているノウハウが生かし切れなかったというふうな考え方というふうには思っております。

再質問13

今の答弁ですと、地元縁がない業者ということはもともと分かっていることですから、やはりノウハウが生かし切れなかったということが何なのだろうなというふうに思います。そうすると、1つ疑問が浮かんできまして、この指定管理者選定時に民間の能力を活用するとか、生かすとかということがあったと思いますけれども、これは選定時に事業者から言ってきたことでしょうか。それとも、事業者の状況を見て、市がそのように解釈して、議会にもそのような説明をしたのか。どちらでしょうか。

答弁（教育部長）

- ・民間のノウハウを生かすというものでございます。指定管理の制度、本来の目的の1つであろうかと思えます。こちらにつきましては、市としては、この事業者の提案自体が民間のノウハウを生かすという、それ自体のものということで解釈をした上で議会に説明をさせていただいたというふうな状況でございます。

再質問14

- ・その場合、ノウハウが、多分いろいろな講座ができるとか、そういった形になると思うのですが、それは事業者が特に触れていないということでしょうか。
- すみません、補足しますと、指定管理制度がそういうものだからということが、行政側は頭にあると思います。事業者としては、特に触れていないけれども、その制度云々というよりは、だから言っていなかったということなのか、その辺を確認させていただきます。

答弁（教育部長）

- ・このノウハウにつきましては、当時のお話になろうかと思いますが、事業者にとってみた場合ですが、ほかの地域でいろいろなイベント等も行っております。その辺の実績を提出されていたということでございます。その実績を見た中では、島田でも十分生かせるものが多かったということで、こちらについては説明をしたというふうに思っております。

再質問15

- ・当時、指定管理のほう安くなるということのも議会で説明されておりましたけれど

も、そうではなかったということですか。

答弁（行政経営部長）

- ・当時のお話ですけれども、金谷PFI事業全体では、指定管理者制度を導入したことで、市直営よりも安価にできるという説明をしておりましたけれども、結果として、殊さら金谷公民館主催事業に限っては、民間手法による効率化を図ることができず、経費を抑えることができませんでした。

再質問16

- ・3年前も多分、見積り、今回出してきたような比較の見積りとかを出してしていると思います。その上で答弁していると思っていましたが、それはどうだったのか気になるポイントです。今回の比較の見積り、指定管理者の場合、年間1,650万円。直営の場合、年間1,435万円ということですが、金谷公民館の総額が出ているのですけれども、金谷公民館の総額というのは指定管理者の場合です、その金額は出ているのですけれども、詳細が非公開になっております。なので、それも当時、3年前も見積りは、そのようにざっくりとした感じだったのかなということと、例えば、この見積り、今回の1,650万円対1,435万円という見積りですが、数年後に改めて詳細を見たら、やはり違ったというようなことになる可能性が、こちらとしては捨て切れないということがあるのですが、そういったことは可能性としてはあるでしょうか。

答弁（行政経営部長）

- ・当時は、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、公民館の主催事業も含めまして、公民館以外の施設も含めまして、金谷PFI事業全体の事業費について、この全体事業費については、市直営で行うよりも、指定管理としたほうが安価ということで積算をしておりましたけれども、公民館主催事業だけを抜き取って、当時、経費の比較はしておりませんでした。この点も当時の作業としては不十分であったというところで認識しております。今回、公民館主催事業について、市直営とした場合と、それから指定管理とした場合の比較につきまして、全員協議会の資料で説明をさせていただきましたけれども、こちらの金額については、現時点で想定できる経費を現時点の考えられる方法をもとに積算をしたというところでございます。

再質問17

- ・1年前に指定管理導入効果があったというような答弁、先ほど質問させてもらったことに対する答弁では。マイナス面もあったけれども、それを改めて踏まえたら、直営のほうが良いということでした。なので、1年前の答弁は、プラス面だけを説明して、マイナス面は言わなかったということなのではないでしょうか。

答弁（教育部長）

- ・指定管理の効果につきましては、講座の減少等、マイナスの面もございました。こちらにつきましては、そういうようなことにもかかわらず発言をしなかったことは、誠に配慮がなかったと反省をしております。

再質問18

- ・この答弁については、配慮が足りないどころか、やはりこの当時は事業を進めること

を優先したことによって、そういった優先することへの答弁に傾注していたのかなというふうに思ってしまう。1年前の答弁は、議会というこの場において発言した内容としては、適切ではなかったということですのでよろしいでしょうか。

答弁（教育部長）

- ・当時のお話でございます。そういった意識等はございませんが、配慮がなく説明不足だったということは意識しております。大変申し訳ございませんでした。

再質問19

- ・私たち、こうやって議会または質問の中でも出ています審議会は、行政側からの情報を頼りに判断しているところが大変多くございます。そういったときに、事業を進めたいがゆえに、都合のいいことだけ言うというのは、やはりそういう状況が続くと、議会としても全て疑ってかからなくてはいけなくなりまして、それをやると本当に膨大な時間がかかって、それがさらに市政の混乱に、停滞につながるのではないかと思います。ぜひ、今、反省しているというようなお話もありましたので、答弁に対して、また、議会に対する説明については、包み隠さず、これからは対応していただければと思います。
- ・地方自治法の趣旨に沿ったという話がありましたけれども、地方自治法に沿って指定管理制度をやったけれども、うまくいかなかったということで解釈してよろしいでしょうか。

答弁（行政経営部長）

- ・議員の御指摘のとおりでございます。
金谷公民館主催事業は、結果的に指定管理者制度の趣旨になじまず、沿わなかったというふうに捉えております。

再質問20

- ・次に、契約云々という言葉がございました。これは当時の答弁を丸々読むと、「仮に直営に戻すということは、その契約上許されないことであります。したがって、我々、今、御承認いただいた事業に基づいた契約に基づいて、今現在は15年間しっかりと事業を展開してまいります」というようなお話がありました。
これを聞くと、契約上、直営にできないのだなというふうに思うのですけれども、これは捉え方で内容が変わるような答弁だったのでしょうか。

答弁（行政経営部長）

- ・これまでもお伝えさせていただきましたが、このことにつきましても、当時の答弁が誤解を与えるような内容であり、大変申し訳なく考えております。
当時、こちらの説明としては、本市が一方的に契約を変更することはできないということを説明したものでありましたけれども、先ほど申しましたように、答弁が誤解を与える内容であったというところで捉えております。

再質問21

- ・今、一方的に契約変更できないのは、もちろん当然なのですけれども、そうすると、今回、直営に戻すに当たっては、契約変更は必要ないのでしょうか。それとも、直営に

するから、契約書の中の一部、何か変更する必要があるのでしょうか。

答弁（行政経営部長）

- ・公民館主催事業を今回直営にすることに伴うこの部分の契約の変更は生じません。契約について、先ほど言いましたように、誤解を与える内容で当時答弁をしていたというところは大変反省をしているところでございます。

再質問22

- ・審議会というのは、先ほど、私も言ったとおり、やはり行政側からの判断材料、説明によって、そのほうがいいねというような形になります。なので、結局、行政がもしそちらのほうに持っていきたいと思ったら、持っていかせてしまうことになります。なので、今回、直営にするに当たって審議会からの話があるというのは、なかなか根拠としては違和感があるかなというふうに思っております。なぜなら、3年前も指定管理者にするときに、説明して納得してもらっているという経緯がございますので、やはりそれは、少しその辺は違和感があるなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

答弁（教育部長）

- ・金谷公民館運営審議会につきましてでございます。
8月20日に全員協議会で説明をさせていただいたところではございますが、島田市社会教育委員会、この会議の答申、あと、経費の比較、社会教育講座の実績等、その審議会の中でお示しをさせていただいたところでございます。もちろんその中では、市の直営のメリットも説明をいたしました、市の直営のデメリット、言うなれば、指定管理者のメリットになる部分についても説明しておりまして、例えば、現金の納付ができるというふうなことにつきましても説明をしている状況でございます。そういうふうな比較をさせていただいた中で、公民館の審議会の委員の皆様が総合的に判断をしていただきまして出した結果と考えているところでございます。

再質問23

- ・(4)の直営に戻した場合の各種講座についてお聞きします。
先ほど、これから講座再開をお願いするというような話でしたけれども、指定管理するときにも、やはり民間の活力を期待してということでやって、3年たって、これで駄目でした。では、直営に戻します。講座再開のめどが立っていない状態で、直営にしたけれども、やはりうまくいきませんでした。では、目も当てられません。なので、やはり以前。講座をやっていた方々に対しては、やはり内諾でもいいので、しっかりとお話をしてからの方がいいのではないかと考えております。実際に議会に説明、直営の話をしたのが、もう3か月前です。なので、この3か月たっている間、以前の講師の皆さんには何もお話ししていないのでしょうか。

答弁（教育部長）

- ・内諾というふうな御配慮、ありがとうございます。
この8月に全員協議会で説明をさせていただいたところではございますが、やはり議会の議決をいただいた後で、誠意を持って対応させていただきたいというふうには考

えております。ただ、全員協議の中で出た内容では、スタッフの留意といいましょうか、継続して働いていただくというふうなお話をいただいておりますので、その点につきましては、どういう具合か、スタッフごとにお話はさせていただいているということは御報告させていただければと思います。今までやっていただいた講師の皆様につきましては、再開の願いは、この後で、しっかりと誠意をもって行いたいと考えております。

まとめ

今回、責めるような質問で、過去の上げ足をとるような質問になってしまったのですが、今回の金谷生活交流拠点の事業が、そもそもＳＣ醸成を本当にやりたかったのかなということがあります。それはなぜかというと、そもそも旧金谷庁舎の解体が１つ課題になっていて、そこから派生した事業だからです。そうすると、やはり事業構築の段階で、社会的背景とか、それをどうするかという目的がずれてしまいます。そうすると、やはり何かつまずいたときに答弁がぶれてしまう。そういうことを、すごくこの一連の流れを見ていて感じたところでございます。例えば、本当に、庁舎の解体等なく、ＳＣ醸成で、この金谷の地域をすごくよくするのだというような熱意ある事業構築をしていた場合、もしかしたら、事業者にもその熱意が伝わって、齟齬があったときに、「これは大丈夫？ 一緒に修正したらどう？」というような、そういうこともできたかもしれません。なので、別の事業者も手を挙げるとか、そういったことがあるかもしれないので、ぜひ、このＰＦＩ事業だけに限らず、市の事業はいろいろなものがありますので、そういったものに、しっかりと芯を持った事業を、これから投資的な事業をやる場合、そういったものをしていただきたいと思います。今回の質問について、市長、何かございますでしょうか。

発言（市長）

横田川議員から、金谷公民館の運営事業並びに金谷地区の生活交流拠点整備運営事業に関して、御質問、鋭い御指摘、そして御意見、しっかりと頂戴いたしました。真摯に受け止めてまいりたいと思います。今回、金谷公民館を直営に戻すという判断を、私、させていただきました。これは、令和５年度以降の金谷公民館の状況を見たときに、利用者にとって、どのような運営方法がよいのか、そして、これからの公民館運営をよりよくしていくためには何が最善であるのかということを考えた上での判断でございます。公民館は、学びの拠点であると同時に、人を育てていく、そして情報が集まってくる大切な場所であります。これからの公民館機能、そして、これらの今お話しした公民館機能を最大化するために、市が直接関わって、携わってやっていくことが必要だというふうに私は判断いたしました。議員の方々をはじめ、市民の皆様や利用者の皆様には、御心配をおかけして大変申し訳なく思っています。今後も、皆様方の御意見、しっかりと受け止め、そして真摯に向き合いながら、公民館運営事業、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まとめ2

これからの事業構築に当たってのしっかりとした背景、目的に沿った芯のある事業構築、また、先ほど来、申し上げていますが、議会に対する真摯な答弁等を求めて終わりたいと思います。

【一般質問】

<大関 衣世 議員>

事前通告による質問はなし

(1) 質問の要旨

- ・日常的に医療ケアを必要としている重度の障害児・者について誰一人取り残さない支援体制が必要であるとの立場から質問が展開され、学校における医療的ケア児の支援について確認された。

(2) 再質問の概要

再質問1

- ・保育園、それから幼稚園での支援がありました。その上に行くと学校ということになります。令和2年か3年からだったと思いますが、藤枝市がこの辺では初めてだったと思いますけれども、学校に看護師を配置して支援をしているということがございました。島田市でも、同じようにやられている現状、それから、また、今後考えていることがございましたら教えていただきたいと思います。

答弁（教育部長）

- ・学校における医療ケアの支援について御説明をさせていただければと思います。医療的ケア児、この支援を行っている支援員ということで、看護師の資格を持った学校教育支援員を配置しております。議員がおっしゃるように、令和3年度から配置のほうを始めておりまして、今年度につきましては、小学校、中学校に1名ずつ、計2名が配置のほうをしているような状況でございます。来年度につきましては、新たに対象となる児が1人増えるという見込みでございますので、対象者が困らないような支援体制のほう、増員も含めた検討をしていきたいとは考えております。

【一般質問】

<四ッ谷 恵 議員>

(1) 質問の要旨

- ・小中学校の不登校問題について、市の現状及びその分析の有無について確認するとともに国策では成果が上げられないとの立場から質問が展開された。
- ・合わせて、いじめ、校則と不登校問題や対応する教師の実状などを確認された。

(2) 再質問の概要

再質問1

現場の関係者の方々、本当に御苦労されていると思います。しかし、残念ながら、現場で苦しむ保護者、教員そして一番苦しんでいるのが不登校の児童・生徒本人だと思います。その子供たちの切実な声に十分応えているとは言えないのではないかと思います。全国的に不登校児童・生徒は12年連続で過去最多を更新しています。文部科学省は、毎年、対策を打ち出していますが、結果として不登校は改善せずに、国の政策は成果を上げられないということが統計として明白です。にもかかわらず、市町村レベルでは、国が言うからやる、従来型の対策を続けるという姿勢が目立っているのではないのでしょうか。島田市は、今こそ国と同じことを続けては効果が出ないという現実を直視して、独自に動くときだと考えます。

- ・文部科学省の不登校対策は10年以上にわたって行われていますが、数字は悪化し続けています。そこで伺います。文部科学省の不登校対策が成果を上げていない現実を島田市はどのように認識しているか伺います。

答弁（教育部長）

- ・結論から申し上げますと、本市におきましては一定の成果が出ているという認識でございます。文部科学省が令和5年3月に公表した誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、通称COCOLOプランでございますが、この中では、不登校児童・生徒の増加について、子供たち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための学校や学びの在り方が問われているのではないかとということで考えを示しているところでございます。
- ・不登校児童・生徒の一部が専門機関での相談、指導等を受けることができていないという点にも触れ、学びにアクセスができない子供をゼロにすることを目指しているところでございますので、様々な支援が講じられていると認識をしております。こういうことをもちまして、本市におきましては、文部科学省が示すこの一連の方針を踏まえて取組を進めている状況でございます。そういうものを考えますと、一定の成果があると考えております。

再質問2

- ・それでは、島田市は国の政策の成果が出ていないという現実があるわけです。それをどのように評価・分析しているか伺います。

答弁（教育部長）

- ・繰り返しにはなりますが、本市におきましては、この文部科学省の不登校対策は一定の成果があるとは考えているところです。いわゆる教育機会確保法、または先ほどのCOCOLOプランで示されています不登校児童・生徒の学びの保障に向けた支援に関する方針を踏まえ、例えば校内の教育支援センターの新たな設置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、この支援体制の充実が、図られているものと考えております。

再質問3

- ・教育支援センターは本当に希望の星だと私は思っています。でもまだ半ば、途中というか、結果もまだ出せないでいるところだと思います。そういう意味では、今までの

国の政策が成果を出せなかった理由、検証を行ったことがあるか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・まず、市内の学校の中のお話からさせていただきますと、不登校の子供たちの様子でありますが、不登校の子供たちが改善をして、学校に来られるようになる子供が見受けられるということがございます。対象の子供が入れ替わっているような状況でもありますが、そういうものが見られることを考えますと、やはり市内の中でも、繰り返しになりますけれども、一定の成果があるという認識はございます。

再質問4

今回の答弁の中で、一定の成果が出ているという言葉が再度繰り返されておりました。しかし、国の統計では、不登校は過去最多が現実です。いじめも過去最多です。この事実を前にして、なお、一定の成果というのは少し無理があるのかなと思っております。今の努力が成果に結びついていないのなら、思い切って考え方もやり方も変えるべきだと思います。市政として変えるための取組、効果検証に踏み出すべきだと考えます。現場ではこんな声があります。別室や保健室登校のまま1年経過したけれども、改善の筋道が提示されない。保護者が相談しても、結果が見える形に返ってこない。登校しないで選択をしたこの1年後、2年後の変化は終えていない。

- ・島田市として、施策の効果検証と改善を制度化する考えはあるか、伺います。

答弁（教育部長）

- ・まず、職員も教員も熱量があるかというお話でしたが、もちろんあると自分は思っております。本市におきまして、国の施策、また効果検証の改善につきましては、今までのお話の中で言ったとおりですけれども、制度化は考えてはございません。国のCOCOLOプランにおきましては、不登校により、学びにアクセスができない子供たちをゼロにすることを目指しています。令和5年の当時、文部科学省の大臣が不登校の児童・生徒の学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。学校の風土の見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にする取組ということを示されているところでございます。このCOCOLOプランは、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現する施策ということでございますので、本市におきましても、この方針に沿った取組をこれからも続けていきたいと考えているところでございます。

再質問5

- ・提案なのですが、居場所が見つからない。また、家に閉じこもっている児童・生徒に対して、端末機器を使って、Z o o mなどで授業を受けられるようにしたらどうかという提案です。令和4年度の台風15号のときですけれども、伊久美小学校と第一中学校の一部生徒が学校に通学できなかったとき、オンラインと対面でのハイブリッド授業を実践していました。コロナ禍など、教育活動においても、せっかく1人1台端末を持っている環境があるのですから、有効活用すべきだと考えます。
- ・子供主体の教育が制度として成り立っていないのではないかと疑問を感じます。不

登校問題はいじめ問題とも密接にリンクしていると考えられますが、いじめ問題と不登校問題の相関性について検討したことはあるか、伺います。

答弁（教育長）

- ・先ほどから子供主体の教育という話がありました。まず、最近の現場の状況をお伝えしますと、子供たちが主体ということで、例えば中学校の体育大会、また小学校の運動会も含めて、どのような競技をやるかとか、何やるかというところについても、子供たちの意見を大事にしながらやっています。そのように、少し昔とは違って本当に子供主体の考え方に変わっているといったところはお伝えしたいと思います。また、今、御質問ありました不登校といじめの問題ですけれども、不登校の理由の一つに、やはりいじめがあるとは考えております。そのためにいじめに対しては、未然防止、そして早期発見、早期対応を心がけ、いじめをきっかけに不登校にならないように、学校現場に対して指導しておりますし、学校現場もしっかりと子供たちの様子を見ながら対応しています。それから先ほどオンラインで不登校の子供に授業をやったらどうかというお話がありました。今現在、そのような形で授業を提供している学校もありますし、保護者の方が望んでくだされば、また子供もやりたいということでしたら、そういうことについては比較的、簡単にできますので、また言っていただければと思っております。

再質問6

冒頭で述べましたけれども、2024年度の文部科学省の令和6年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、全国のいじめの認知件数は76万9,000件以上となり、ここ4年間で1.5倍と急増しています。いじめの起こる原因の一つにストレス、不満のはけ口と言われています。また、児童・生徒が感じている様々なストレスや不満を発散する。社会学者の内藤朝雄氏という方、明治大学の文学部准教授ですけれども、いじめは構造的に埋め込まれた嗜虐的な関与、残虐的なことや苦痛を与えることを好むということと位置づけております。大人でも、今年のような暑さでいらいら感が募って怒りっぽくなるし、周りに不機嫌な人がいればそういった影響も受けます。ですから、重要なことは個人的に求められる自己責任論や道徳ではないということなのです。内藤氏は、まずは子供が学校に行く際のストレスを除去すること。もう1つは、ストレスの発散の出口を攻撃に向かわせないこと。この2つを実践することであると力説しております。授業でも内容を分かりやすくするとか、その子に応じたサポートを提示するといったストレスを除去する取組が必要ではないかと考えます。そのためには、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの配備と、教員やそして学校教育支援員を増やすしかありません。

もう1つ、ストレスを助長しているのは校則ではないかということがあります。小・中学校の校則についても精査が必要と考えていますが、校則の件で質問いたします。

- ・現在の校則はどのようにつくられているか、伺います。

答弁（教育長）

- ・かつて校則といいますと、靴下の色から髪の毛の長さまでいろいろと決められてい

たというのが、我々の時代の校則だったのではないかなと思いますが、現在におきましては、今からもう30年ほど前に、島田第二中学校の校則の見直しが図られて、それから学校現場においては、必要最低限の規則、決まりにしようといった働きかけが書かれています。先ほど、答弁で答えさせていただきましたが、生徒指導提要の改訂に伴って、より少ない決まりで子供たちが自分で自主的に自分を律していくといったような形に考え方も変わっていますので、今、児童・生徒の難しいことなのですけれども自己指導能力の育成が図られて、先ほど言いましたように、必要最低限の決まりで、そして各学校、校則を見直すといったことが行われていますので、子供たちが主体になって校則も少しずつ見直しをされているといったことで考えています。

再質問 7

これからも、児童・生徒の意見も取りまとめて、学校と交渉していく。そうしたこともやる必要があるのではないかと思います。ぜひそういった自主性、子供たちの声を大事にして、指導育成していただけるよう要請したいと思います。

私は前に、2022年の11月の定例会においても、一般質問したのですけれども、ここで子どもの権利条約を具体化してほしいと。まずは12条の意見表明権です。子供の声が施策や教育改善に反映され、実例がまだ見えてこないのではないかと思います。

- ・子供の声をそうした校則など、いろいろ政策に反映させる仕組み、手続を市として持っているか、伺います。

答弁（教育長）

- ・子供たちの声をということで、どのように生かしているかというところでお答えさせていただきたいのですが、本当に数年来、例えば商工会とか商工会議所の皆様からいろいろなテーマを与えられまして、そういう解決を、例えば中学生が自分たちの考え方で解決していこうと。例えばJRを歩いていますけれども、コースを少しつくってほしいとか、考えてほしいというようなテーマも与えられたこともあります。また、市の政策という点では、総合的な学習の時間を使いまして、市の職員を講師としてお招きし、児童・生徒から聞き取った声を政策に生かすといった取組も実際に行っております。

再質問 8

子供たちの声を反映させていくことはとても大事です。子どもの権利条約は明確に子供の参加権は行政が保障するものと規定しています。

そこで伺います。提案です。子供の意見聴取として、対等に話し合う場を設けるといふ提案です。政策の反映の見える化、例えば児童・生徒の声、提案とか、改善、学校改善につながった事例を市報とか、ホームページで公開する。これは予算は大きくかからないものですから、意識と取組の工夫で変えられる分野だと思います。ぜひ進めていってほしいと思います。

- ・教員、教師、教育に関わる行政職員に対して、共有し、体系的に学ぶ、この子供権利条約とか不登校の研修をやっていると思います。でも、まだ子どもの権利条約に対しては、研修する必要があるのではないかと考えていますので、そうした研修体制

はあるか、伺います。

答弁（教育長）

- ・教職員については、子どもの権利条約につきましては、その内容を教員になったばかりの初任者研修のときの学習の項目に含まれておりますので、まず、全ての教員が学んでおります。また、毎年それと併せて人権教育研修会を開催しております、その中で静岡県教育委員会が作成した静岡県人権教育の手引がありますので、それを活用して、児童・生徒一人一人がかけがえのない存在であることを、教員一人一人が認識し、そして人権感覚を磨いています。そのような研修を行っております。

再質問9

- ・子どもの権利条約が初任者研修のレジュメの片隅に置かれているような状況ではないのかなと少し思います。不登校もいじめも減りません。なぜなら、子供が何を感じているかを丁寧に受け止める姿勢が育っていないのではないかと思います。私は島田市の教育がその条約を生かす教育へと脱皮することを強く求めたいと思います。不登校のその後が追えていないのではないかと危惧します。市への保護者相談で最も多いのは、一時的に支援したのだけれども、半年後、1年後の変化を追えていないという現実です。学校は支援したつもりでも、子供は変わらない。それから保護者を孤立したままという例は少なくありません。
- ・島田市の小・中学校での不登校になった後の1年から2年を追跡しているか伺います。

答弁書（教育長）

- ・教員ですので、子どもの権利条約については、最低限知っていると考えておりますし、今、不登校についての質問ですので、それについてお答えしますと、まず先生方の研修はそこでもやっております、不登校については、毎年3回、生徒指導主事、そして主任者会を実施して、支援の在り方等を研修する場を設けています。また、毎年スクールソーシャルワーカーを呼のですクールソーシャルワーク研修会を実施しまして、不登校やいじめ等、支援が必要とする児童・生徒のモデルケースを取り上げて、どのようなその子供に背景があったのかとか、どのように対応していくべきなのかとか、組織で対応する必要がありますので、そういうような対応の場、学び方、そして学ぶ場と、そのような研修をしております。

また、継続して追跡しているかという御質問ですので、学校においては、学校におりますので、不登校の児童・生徒に対して、継続的に、そして定期的に連絡をとり、支援をしております。校長などに聞きますと、今日、学校来てないねとかという声かけを担当にしたり、養護教員と話をしたりということは常日頃から行っているということでございます。また、前年度、不登校だった児童・生徒をリスト化しまして、新年度4月の段階から支援対象として関わるような体制もつくっております。

再質問10

子供の不登校を機に休職や離職に追い込まれる不登校離職も問題になっております。島田市でも、学びの多様化学校という名目で考えているとは思いますが、今ある学

校だけが学びの場であるという固定観念を捨てて、早期に自由に選べる形態を提供していただけたらと思います。

- ・現在、出産、それから介護、病気などによって、休職している教師の人数はどうか、伺います。推移はどうか伺います。

答弁（教育長）

- ・議員のお話の中にフリースクールの補助金の話があったものですから、静岡県ではフリースクールをやっている団体に対して、県の教育委員会の職員がそこを訪れまして、フリースクールとしてきちんと運営しているといった認識がされた場合、県から補助金が出るという仕組みをつくっています。実際にフリースクールといってもいろいろなところがあるものですから、そういったところで差別化、区別化をしていると思っております。

それから、ただいま質問がありました出産、介護、病気などによって休職している教員の人数ですけれども、先ほども御答弁させていただいたのですが、詳細は申し上げられないものですから、休職している教師の人数を申し上げることはできないのですけれども、横ばいといったことになっております。

再質問11

具体的人数については詳細を開示できないという答弁でした。これも文科省の調査によりますと、全国の公立学校における教員の休職内容をメンタル面の疾患に絞って集計しますと、2023年度の休職者数は7,119人。前年度から580人も増加しているということで、これも過去最多となっているところです。島田市では増加していないとのことですが、この点も含めて注意をさせていただいて、引き続き、注視して、ケアしていく必要があると指摘しておきます。

- ・休職者を補完する際の対応はどうかなのですか、その辺はどうでしょうか。

答弁（教育長）

- ・先ほどの答弁で、少し人数はというところに関しまして先に御説明させていただきますと、心を病んで、いろいろと休職されている方もいらっしゃるものですから、そういった方は心を病んでいるということは公にしませんので、そういった意味での人数については公表しないということにさせていただきます。

それから補完する際の対応なのですか、今現在、本当に講師をやっている方がなかなか見つからないというのが現状です。昨日も、おとといですか、答弁させていただきましたが、教員免許状持っている方、そして静岡県の教職員人材バンクに登録されている方、またOBを頼っていろいろと教えていただいてということで、声をかけております。なるべく早く人員を補充できるように対応したいという思いでやっております。

まとめ

最後に、学校統廃合のことを質問できなかったのですけれども、その実態と小・中一貫校についてですが、メリットとして中1ギャップの解消とか、また切磋琢磨、確かな学力と言われております。しかし、実際に教育的根拠はない、むしろ弊害の

ほうが大きいと言われています。学校再編は効率的に人材育成を進めるためのものと私は思います。人を育てる過程で効率化は論外だと思います。理想に燃えて、教師になる方も、なかなか現実を見ると増える傾向にありません。子供たちに対する手厚い教育が実行されにくくなっているのではないかと考えています。希望に燃えて教師になる方、本当に今、メンタルの問題でもすごく苦しんでいらっしゃる方の報道もされております。日本の教育の資質なのですが、本当にこれは参考ですが、GDP比、約3.9%で、OECDの加盟37か国の平均、約4.7%を下回っており、加盟國中、下位から4番目です。子供たちが犠牲になるようなことがあってはならないと考えます。教員そして指導員を増やして、不登校やいじめをなくすためにも、子供たちに寄り添った丁寧な指導が求められます。そのためにも、教育予算を真剣にこの市でも考えて、また、これは国の問題でもありますので、ぜひ、市長にとっては国や県に要望実現させていただきたいと思います。

【一般質問】

<横山香理 議員>

(1) 質問の要旨

- ・外国人にふれある機会が増え、着実に人口が増加しているため、市の支援体制が必要との立場から質問が展開された。
- ・学校においては、市内の外国籍に子どもの確認及び支援状況を確認された。

(2) 再質問の概要

再質問 1

- ・小・中学校においての児童生徒に対して、どのような学習の対応をしているか。特に、片言程度しか日本語を話せない児童に対して、どのように学習支援を行っているか伺います。

答弁（教育部長）

- ・小・中学校におけます学習支援でございますが、もちろん日本語が理解できる子については、ほかの子供たちと一緒に学習をしております。片言の日本語しか話せない、そういうふうな子供たちに対しましては、外国籍の児童生徒におきましては、例えば、市の外国籍児童生徒等指導員、または、県の日本語指導職員、こちらにおきまして日本語指導や学習支援を行っております。
- また、外国籍の児童におきましては、特別の教育課程を編成しておりまして、週1回程度になりますけれども、個別の日本語指導、さらには、市・県の職員が赴きまして、学習支援や学校生活の適応指導を行っている状況でございます。

再質問 2

- ・学習支援が必要な外国人の児童に対して、音声機能がついていたりとか、文字が大きくなる機能がついているデイジー教科書の利用は現在あるか伺います。

答弁（教育部長）

・デージー教科書、詳しくはマルチメディアデージー教科書につきましては、通常の教科書と同様に、テキストや画像を使用しまして、テキストの音声をシンクロさせて読むことができるデジタル教材でございます。文字の大きさや背景の色、文字の色について変えることができるということから、外国籍の児童生徒のみならず、読みの困難さのある児童生徒向けに広く導入している状況でございます。

令和7年度におきましては、市内の小・中学校の通常学級に在籍する子供たちの中の外国籍の児童には、デージー教科書の利用申請がございまして、9件、学習面で活用されている状況でございます。

まとめ

結構使用されているなという印象を受けました。たしか去年聞いたとき2件だったので、多分、周知が結構されているのではないかと思います。

確かに、先ほど答弁もありましたように、外国籍の子供は就学義務は発生していません。けれども、市内の小・中学校に通う外国籍の児童生徒には、学習支援も細やかに配慮して行っているということも理解させていただきました。

【議案質疑】

<井上 篤 議員>

(1) 質問の要旨

- ・スポーツ振興課が管理する総合スポーツセンター「ローズアリーナ」を含む中央公園等管理運営委託について、次期指定管理期間（令和8年度から10年度）の限度額の増額理由等について確認される。

(2) 再質問の概要

再質問 1

- ・中央公園ほか6施設に係る令和6年度の指定管理料を、所属別に伺います。

答弁（都市基盤部長）

- ・令和6年度の中央公園ほか6施設の指定管理料という御質問でございますが、まず所属につきましては、挙げますと、建設課とスポーツ振興課、そして観光課の3つの所属が関係しております。

まず、中央公園とばらの丘公園を管理します建設課では、約1,700万円となります。総合スポーツセンターと親子プール、中央公園庭球場、伊太庭球場を所管するスポーツ振興課につきましては、約6,900万円です。ミニ鉄道を所管する観光課が約250万円ということになります。

<井上 篤 議員>

(1) 質問の要旨

- ・スポーツ振興課が管理する総合スポーツセンター「ローズアリーナ」を含む中央公園等管理運営委託について、指定管理者を決定するにあたり、その評価状況について確認される。

(2) 再質問の概要

再質問 1

- ・2年半の実績を踏まえた提案が評価されたとの答弁ですが、利用者数は、コロナ禍から回復した後、緩やかに減少の一途をたどっていますが、前回より高評価なのは、2年半を踏まえた改善案が提案されたのか、この程度の減少は織り込み済みで、十分な運営を行っているという判断なのか、伺います。

答弁（都市基盤部長）

- ・利用者数が減少しているという御指摘の点につきましては、特に屋外施設は、近年の猛暑の影響による利用者の減少も要因の一つと考えております。
- ・今回の指定管理の審査については、令和8年度からの事業計画などの審査を行ったものでありまして、新たに利用者数の目標値を定めまして、利用者向上のための計画や提案がされたものであると考えております。

再質問 2

- ・中央公園ほか6施設を一括管理してから、2回目のプロポーザル方式の入札だが、2回とも1社しか手を挙げていません。多くの施設、今回のような目的が違う施設を

一体化して発注することは、入札によって複数の事業者から選ぶことによる公平性や経済性などの、当市が受けるメリットを毀損していないのか伺います。

- ・2年半の取組が評価されているわけですが、前回の入札時の事業者から、一体管理に対する提案として、1点目は、総合スポーツセンターを利用した方に「ばらの館」の割引券を配布する。2点目は、スポーツ関連イベントを中央公園やばらの丘公園で開催する。そして、相互の利用を促進する。3つ目として、市内企業と連携して、大手旅行代理店への働きかけによるツアーを開催する。4点目、ブライダルイベントの復活等の企画により、利用促進を図る。以上の4点と、ばらの丘公園の利活用として、1点目、閑散期においてはプランター等にバラ以外の花を植え、年間を通して楽しんでいただく施設運営を目指していく。2点目、バラの栽培教室の開催。3点目、市内で活躍している写真家に協力を頂き、バラの写真展を開催する。以上の3点の提案が、過去の曽根議員の一般質問に対して、牛尾副市長の答弁にありましたが、指定管理を受けて2年半で、後半半年、期間が残っていますが、実現できた提案と実現できなかった提案を伺います。
- ・ミニ鉄道をはじめとしたイルミネーションという答弁ですが、ミニ鉄道をイルミネーションとするということは、夜間にミニSLを運行することなのか、伺います。
- ・ローズマルシェ（仮称）について伺いますが、大津地区の皆様が中央公園において、土曜・日曜に朝市をやっていると思いますが、その取組とは別ということでしょうか伺います。
- ・前回のプロポーザルでの提案は、今回のプロポーザルの提案になれば、事業者はやらないのか伺います。

答弁（都市基盤部長）

- ・指定管理者の募集については、指定管理者の運用マニュアルによりまして、様々な経営能力を持つ団体が幅広く参加できるように公募しているという状況でございます。
- ・入札方式では競争価格となり、事業者の利益率が低下するとともに、管理運営面においてはサービスの低下につながることも想定されます。公募型プロポーザル方式では、価格競争ではなく、メリットとして、企画の提案、技術力や専門性、独自のアイデア、公平性、透明性が高いことが挙げられますので、本市が受けるメリットを毀損しているとは考えておりません。
- ・ミニ鉄道をはじめとしましたイルミネーションですが、週末の夜間にミニSLと新幹線を運行するとの計画を伺っております。線路脇の柵や樹木などに装飾をしまして、11月から12月までの平日を含めた期間の点滅を予定しているとのことです。
- ・朝市については、今、事業者では、仮称ではありますが「ローズマルシェ」ということで、一体の取組を計画として上げておりますが、この朝市につきましては、大津地区の皆様が中央公園にて、土曜日・日曜日にやっております。その取組とは別ということで聞いております。
- ・現在のプロポーザル案の提案が今回も継続されるかという御質問は、今まで実施してきた事業は、基本的に事業者が継続すると聞いております。

- ・提案の取組状況というお話がありました。まず総合スポーツセンターを利用した方に「ばらの館」の券を配布という提案を挙げておりますが、こちらについては現時点では実現できておりません。
- ・スポーツイベントを通した相互利用の関係ですが、こちらについては令和6年3月に陸上の元日本代表選手をお呼びして、中央公園で走り方教室を開催しております。まだ詳細はお伝えできませんが、今後も予定している事業があると聞いております。
- ・施設相互の利用に関しましては、ばらの丘フェスティバル開催期間中などの駐車場が混雑する時期には、円滑に施設利用ができるように、ローズアリーナで開催されるスポーツ大会の主催者等と情報共有をしているという状況です。
- ・旅行代理店への働きかけ、ツアーの関係ですが、市内企業との連携ではありませんが、ばらの丘公園が、静岡県中部地区観光連絡協議会に加盟しております。全国の旅行者にダイレクトメールを送付しております。また、焼津さかなセンターと連携して、団体客の誘致を行っているという状況です。
- ・ブライダル関係のお話があったと思います。ブライダルイベントの復活の企画による利用促進という提案がされていますが、これについては、令和7年度からブライダルフォトという形で企画を実施しております。
- ・ばらの丘公園の利活用のお話が3点ありました。1点目が、閑散期においては、プランター、バラ以外の花を添えて年間を通して楽しんでいただくということで、こちらについては、ばらの丘公園に、閑散期だけでなく年間を通してプランターを置いております。夏にはサルビア、サンパチェンス、秋はコスモス。これらの時期は、パンジーやビオラなどを楽しんでいただけるようにしています。バラの栽培教室の開催については年間22回、ばらの丘公園のスタッフが講師となって実施している状況でございます。市内で活躍する写真家に協力を頂いて、バラの写真展を開催するという取組を挙げております。こちらについては、協力をお願いする予定だった写真家の方が体調を崩されまして、実施はできておりません。その代わり、令和7年春に、市外の方ですが、講師をお願いして写真教室を開催し、その作品を温室内に展示しております。また、フェスティバルのときに実施しているバラのフォトコンテストの入賞作品や、職員が撮影した写真を、毎年秋に金谷図書館で展示を行って、集客に向けた取組を実施しているというところでございます。

<内田 修 議員>

(1) 質問の要旨

- ・スポーツ振興課が管理する総合スポーツセンター「ローズアリーナ」を含む中央公園等管理運営委託について、現在の指定管理の実績が評価しているか確認される。

(2) 再質問の概要

再質問 1

- ・現在の指定期間、管理期間における評価をするという明確な文言はないけれども、委員会の委員の方々の判断によって、しっかりとやられていると判断されているという認識でよろしいでしょうか。

答弁（都市基盤部長）

- ・申請書の中には、事業者のこれまでの実績が記載されております。その中で、現在行われているこちらの中央公園ほか6施設の管理状況が記載されておりますので、この点を踏まえた評価がされているのではないかと考えております。

}